

陶幼稚園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園が利用者に対し説明すべき内容は次のとおりです。

1. 施設運営主体

| | |
|-----------|--------------|
| 名 称 | 瑞浪市 |
| 所 在 地 | 瑞浪市上平町1-1 |
| 電 話 番 号 | 0572-68-2111 |
| 代 表 者 氏 名 | 瑞浪市長 水野 光二 |

2. 利用施設

| | | | | |
|-------------|--|---------|--------------------|-----|
| 施 設 の 種 類 | 幼保一体化施設（幼稚園・保育園） | | | |
| 施 設 の 名 称 | 陶幼稚園 | | | |
| 施 設 の 所 在 地 | 瑞浪市陶町猿爪1082-46 | | | |
| 連 絡 先 | 電話 0572-65-2053 | ・ | F A X 0572-62-0025 | |
| 管 理 者 | 園長 堀 幸恵 | | | |
| 対 象 児 童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定による保育を必要とする小学校就学前児童と学校教育法に基づく学校である幼稚園を希望する児童 | | | |
| 利 用 定 員 | 3歳以上 | 1歳～3歳未満 | 1歳未満 | 計 |
| | 75人 | 12人 | 3人 | 90人 |
| 開 設 年 月 日 | 昭和27年4月1日 | | | |

3. 教育・保育理念 基本方針

当園は、幼稚園児（教育部）と保育園児（保育部）が同じ園の中で一緒に生活しながら、生きる力の基礎を培う就学前の教育と子どもの最善の利益を考慮した温かい保育の両方の良さを効果的に取り入れた保育を行っています。

《教育・保育理念》

- （1）義務教育及びその後の教育を培うものとして幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために地域の特色を生かした適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。
- （2）子どもの健やかな成長のために保育を行い、その健全な心身の発達を図る。
- （3）子どもの最善の利益を考慮し、地域の特色を生かしながらその福祉を積極的に増進する。

《基本方針》

- （1）家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力のもとに家庭養育の補完を行います。
- （2）子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動ができるようにすることにより、健全な心身の発達を図ります。
- （3）養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成します。
- （4）地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たします。

4. 施設・設備等の概要

（1）施設

| | | | | |
|-----|------|-------------|------|--------|
| 敷 地 | 敷地面積 | 2,735.4㎡ | | |
| 園 舎 | 構 造 | 鉄筋コンクリート2階建 | 建物面積 | 881.2㎡ |

（2）主な設備

| 設備 | 乳児室 | 保育室 | 遊戯室 | 調理室 | 事務室 |
|-------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 部 屋 数 | 1室 | 3室 | 1室 | 1室 | 1室 |
| 面 積 | 62.3㎡ | 136.1㎡ | 137.4㎡ | 62.3㎡ | 48.3㎡ |

5. 職員状況

(1) 職員数及び職務内容

令和5年4月1日現在

| 職種 | 職員数 | | 職務内容 |
|-------|-----|-----|--------------------------------|
| | 正規 | 非正規 | |
| 園長 | 1人 | 0人 | 保育園の管理運営を統括します。 |
| 主任保育士 | 0人 | 0人 | 保育士の職務のほか、保育内容について保育士を統括します。 |
| 保育士 | 4人 | 10人 | 保育計画に基づく保育の提供、家庭との連絡等の業務を行います。 |
| 事務職員 | 0人 | 1人 | 園長・主任の事務補助及び園全体の雑務を行います。 |

※当園では、岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第90号）に規定される基準による職員（保育士）の必要数を上回る職員を配置しています。

(2) 勤務体制

| 職種 | 勤務体系 |
|------|------------------|
| 園長 | 月曜～金曜 7:30～18:30 |
| 保育士 | 月曜～金曜 7:30～18:30 |
| 事務職員 | 月曜～金曜 9:00～16:00 |

※上記時間の範囲で7時間45分（正規職員の場合）の勤務を行います。（土曜日は7:30～13:30）
ローテーションにより勤務日及び勤務時間帯は異なります。
また、職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6. 保育を提供する日及び時間

(1) 保育を提供する日

≪保育部≫

月曜日から土曜日まで。ただし、土曜日の午後、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は休園となります。

また、4/1～4/7、8/1～8/15、1/4～1/7、3/27～3/31は希望保育となります。

暴風警報等の気象状況等により休園となることがあります。

≪教育部≫

月曜日から金曜日まで。ただし祝日の他、学期始休み（4/1～4/7） 夏休み（7/21～8/27）

冬休み（12/25～1/7）春休み（3/27～3/31）の長期休業があります。

暴風警報等の気象状況により休園となることがあります。

(2) 保育を提供する時間

| | |
|--------------|--------------------------------|
| 2・3号認定（標準時間） | 7時30分から18時30分までの範囲内で保育を必要とする時間 |
| 2・3号認定（短時間） | 8時30分から16時30分までの範囲内で保育を必要とする時間 |
| 1号認定（教育部） | 8時30分から14時30分までの時間 |

(3) 時間外保育（延長保育）

| | |
|---------|--|
| 保育短時間認定 | 7時30分から8時30分まで、16時30分から18時30分までの範囲内で保育を必要とする時間 |
|---------|--|

7. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第1171号）と幼稚園教育要領（平成20年3月28日文科科学省告示第26号、改正平成30年4月1日施行）を踏まえ、

以下の保育・教育その他の便宜の提供を行います。

《保育及び時間外保育》

上記6に記載する時間における保育の提供

①年間行事

入園式、保育参加、七夕会、運動会、遠足、クリスマス会、節分豆まき、お楽しみ会
ひなまつり会、お別れ会、卒園式、地域交流、歯科指導

②定例活動

園外保育、身体計測、避難訓練、防犯訓練、交通安全指導、誕生日会、内科健診、歯科健診

8. 食事の提供

(1) 食事の提供

児童の年齢に応じ、月曜日から金曜日の間、以下の時間帯に食事の提供を行います。

| 年齢区分 | 午前間食 | 昼食 | 午後間食 |
|-----------|--------|---------|------|
| 0 ～ 2 歳 児 | 9時30分頃 | 11時頃 | 15時頃 |
| 3 ～ 5 歳 児 | | 11時30分頃 | 15時頃 |

※献立表は毎月別途お知らせします。

※土曜日の昼食は、軽食（パンと牛乳程度）がでます。

(2) アレルギー対応

アレルギーがある場合、園から生活管理指導表を受け取り、医師の記入後、園に提出をしてください。
その内容に基づき、保護者と相談の上、除去食・代替食の対応します。

9. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（3歳未満児保育料）及び延長保育料

世帯の市民税額等に応じ、市が定める保育料（延長保育料）をお支払いいただきます。

詳細については市役所子育て支援課へお問合せください。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料等のほか、次に掲げる費用を徴収します。

| 項目 | 用途・目的 | 金額 | 納付時期 |
|-----------------|---------|--------------------|------------------|
| 日本スポーツ振興センター負担金 | 園での傷害給付 | 保育部240円 教育部190円 | 5月頃 (保護者会費より) |
| 教育部給食費 | 教育部副食費 | 3,800円 | 毎月初め |
| 保育部給食費 | 保育部副食費 | 4,500円 | |

※保育料に関する注意事項とお願い

保育料は月額のため、長期欠席や学級閉鎖、警報発令による休園等での減額はされません。

月途中の入・退園は、日割により保育料を精算します。

10. 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 利用の開始（入園）

当園を利用するにあたっては次の手続きが必要となります。

- ①「瑞浪市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書」に就労証明書等必要書類を添付し、入園希望園に提出してください。
- ②市が保育の必要性に応じた利用調整を行い、その結果により利用決定通知が交付された後、利用が可能となります。

(2) 退園・転園・変更等

- ①退園・転園をされる場合は、速やかに「退園届」・「保育所等入所申込書」に必要事項を記載し、園又は市役所子育て支援室に提出してください。
- ②入園の際の提出書類等に変更が生じた場合、「変更申請（届出）書」を提出してください。

(3) 利用の終了

以下の場合には当園における保育の提供を終了します。

- ①園児が小学校の就学始期に達したとき
- ②園児の保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③園児が集団生活に堪えられないと認められるとき
- ④園長の指示に従わないとき
- ⑤その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

| | 内科医 | 歯科医 | 薬剤師 |
|---------|---------|---------|---------|
| 医療機関の名称 | 勝股医院 | 土岐歯科医院 | トーカイ薬局 |
| 医院長名 | 勝股 真人 | 土屋 鑑三 | 栗田大介 |
| 所在地 | 瑞浪市稲津町 | 瑞浪市樽上町 | 瑞浪市松ヶ瀬町 |
| 電話番号 | 68-8896 | 68-8148 | 68-1502 |

12. 緊急時の対応及び非常災害対策

(1) 緊急時の対応

| | |
|--------|---|
| 緊急時の対応 | 園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合 ①救急車を要請する。又は東濃厚生病院へ搬送 ②保護者の指定する緊急連絡先等へ速やかに連絡 |
| 対応設備 | AED・防犯カメラ・非常通報装置 |
| 防犯訓練 | 隔月1回防犯の訓練を実施 |

(2) 非常災害時の対策

| | |
|---------|---|
| 非常時の対応 | 別に定める消防計画書により対応 |
| 園舎の耐火構造 | 耐火建築物 |
| 防災設備 | 自動火災報知機、誘導灯、ガス漏れ報知機、非常通報装置、非常通路、消火器、カーテン・敷物等の防災処理 |
| 避難・消火訓練 | 毎月1回避難及び消火の訓練を実施 |

13. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | | | |
|-----------|--|---------|--------------|
| 当園ご利用相談窓口 | ・受付担当者 園長 堀 幸恵 ・責任者 園長 堀 幸恵 ・ご利用時間 当園開園日、開園時間内 ・電話 65-2053 F A X 62-0025 ※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 | | |
| 第三者委員 | 可知井 陽子 | 主任児童委員 | 電話番号 68-2114 |
| | 斉藤 由美 | 家庭児童相談員 | |
| | 小川 志保子 | | |

14. 虐待の防止

職員による園児への虐待防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等必要な措置を講じるものとします。

15. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、市が定める条例規則に基づき管理します。また、次に掲げる場合は法令に基づき、第三者に対し、必要最小限の範囲で個人情報の提供又は使用をすることがあります。

(1) 個人情報の提供

- ① 小学校への円滑な移行・接続のため、入学される小学校との間で情報共有するとき。また、保育所児童要録を送付するとき
- ② 緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うとき
- ③ 支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なとき
- ④ 転園等の際に保育の引継ぎ等を行うとき

(2) 個人情報の使用

- ① 市町村が認定した世帯所得に基づく保育料等の情報
- ② 提出された資料による子ども及び世帯の情報

16. 当園におけるその他の留意事項

| | |
|----------------|---|
| 登 降 園 | 登降園は、保護者が責任を持って送迎してください。また、送迎の方が代理のときは、必ず前もってご連絡ください。欠席される場合は、早めにご連絡ください。 |
| 投 薬 | 当園では原則的に投薬は行いません。 |
| 感 染 症 | 学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、登園の際医師の診断書が必要となります。 |
| 喫 煙 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。 |
| 宗教活動・政治活動・営利活動 | 利用者の思想及び信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

17. その他

この重要事項説明書に定めるもののほか、園及び利用にあたっての詳細な留意事項等については、別途市の保育所等入所申込案内及び入園のしおりにおいて提示するものとします。

また、適宜プリントや掲示板によりお知らせしますのでご確認ください。